

6 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しについて

(1) 制度の現状と課題

介護保険制度の対象となる高齢者関係の施設・事業への多様な主体の参入が進展する中で、社会福祉施設職員等退職手当共済制度については、介護保険における民間とのイコールフットィングの観点から、助成の在り方を見直すことが閣議決定等で求められている。

また、社会福祉サービスの拡大に伴い、近年、契約件数、被共済職員数、退職者数、給付費総額など、その運営規模が拡大してきているが、給付額の増大に伴い、掛金・公費補助額ともに、今後増大するものと見込まれる中で、制度運営の安定化を図ることが課題となっている。

○特殊法人等整理合理化計画(平成13年12月19日閣議決定)(抄)

【社会福祉施設退職手当共済】

平成17年を目途として行われる介護保険制度の見直しに合わせ、介護保険における民間とのイコールフットィングの観点から、助成の在り方を見直す。

○独立行政法人福祉医療機構法案等に対する附帯決議(参議院)(平成14年1月2月5日)

九 独立行政法人福祉医療機構については、次の措置を講ずること。

3 社会福祉施設職員等退職手当共済事業については、介護保険における民間事業者との公平を図る観点から、助成の在り方を見直すこと。

(2) 制度見直しの概要

このような状況の下、社会保障審議会福祉部会において、昨年2月より社会福祉法人制度の在り方を議論する中で、退職手当共済制度の見直しについて議論を行い、昨年12月8日に意見書がとりまとめられた。同意見書を踏まえ、以下のような制度見直しを行うこととしており、所要の改正法案を「介護保険法等の一部を改正する法律案」の一部として今通常国会に提出したところである（参考資料43頁参照）。なお、施行日は、平成18年4月1日としている。

ア 公的助成の見直し

介護保険制度の対象となる高齢者関係の施設・事業については、社会福祉法人以外の経営者が多数参入している状況や閣議決定等の指摘を踏まえ、国及び都道府県からの公的助成を廃止する。

その際、経営者の期待利益の保護、掛金の激変緩和の観点から、制度改正時の既加入職員については、退職時まで現在の助成を継続するといった、十分な経過措置を講じる。

なお、児童・障害等の施設・事業については、従来通り公的助成を行う。

※1 養護老人ホーム（措置施設）については、従来どおり公的助成を行う。

※2 制度改正時の既加入職員については、改正時の勤務場所に関わらず（例 申出施設等）、改正法施行（平成18年4月）後に同一法人の介護施設等に勤務している間は公的助成対象とする。

(参考1) 加入、脱退（契約の解除）の見直しについて

①加入

- ・ 介護施設等については公的助成を廃止し、経営者が新規加入者については3/3の掛金を負担することとなることから、施設・事業ごとの任意加入を可能とする。
- ・ 既加入職員のための継続加入（改正以後の新規採用職員は加入しない）も経過措置として認める。

②脱退（契約の解除）

- ・ 介護施設等及び申出施設等については、施設・事業所ごとの部分的脱退を可能とする。
- ・ また、介護施設等については、公的助成のない制度改正後の新規加入職員については、その新規加入職員全員について部分的脱退を可能とする。

- ・ いずれの場合にも、退職手当金は支給されず、また、脱退の対象となる職員全員の同意が必要。

(参考2) 介護施設等に係る改正時における手続について

- ・ 制度改正時に加入している施設・事業については、特に手続を必要とせず、引き続き制度に加入。(→既加入職員、改正後の新規採用職員(公的助成なし)とも、被共済職員となる。)
- ・ 制度改正後の新規採用職員について制度に加入せず、既加入職員のみ継続加入させる場合については、改正前にあらかじめ福祉医療機構に届け出るものとする。(届出の方法・期間等については、厚生労働省令で定める予定である。期間は、平成17年12月～平成18年3月とする方向で検討中。)

(参考3) 介護保険制度の対象となる高齢者関係の居宅介護サービスと障害者関係の居宅介護サービスのどちらも提供する事業所の取扱いについて

- ・ 今回の見直しで、介護保険制度の対象となる高齢者関係の施設・事業(社会福祉事業)についての公的助成を廃止することとするが、主として障害者関係の事業を行うものについては公的助成を継続して行う。
- ・ このため、両方のサービスを提供する事業所については、
 - ① 2つの事業について、組織的に切り分けられる場合には、各事業毎に適用関係(任意包括加入とするか、公的助成を行うか)を区分することとする。
 - ② 2つの事業について組織的にも1つの業務単位で行っている場合には、両方の業務量によって、適用関係や公的助成の有無を区分することとする。また、業務量の変動により掛金の負担額が一挙に変動しないことが望ましいため、業務量の比率に応じた職員数の分について公的助成を行うこととする。

イ 給付水準の見直し

現行の国家公務員準拠の給付水準を見直し、掛金負担の増加が見込まれる中で、制度の安定化を図る等の観点から、給付水準について、1割の抑制を行う。その際、経過措置として、既加入職員については、改正時点での退職金の水準(支給乗率)を確保する。

- ※ なお、業務上の死亡や傷病による退職の場合の退職手当金については、当面の措置である調整率(10%加算)を廃止する。

ウ 被共済職員期間の通算制度の改善

働き方の多様化等現在の雇用慣行を踏まえ、現行の取扱に加え、法人の同意や期間の継続といった要件を満たさない場合であっても、

- ①被共済職員である期間が1年以上であること
- ②退職金の請求を行っていないこと
- ③退職後2年以内に再び被共済職員になること

等の要件を満たす場合には、退職手当金額の計算に際し、職員の申請により、前後の期間を通算する。

※ 当該措置については、平成18年4月以降に退職した者について適用する。

7 福祉人材確保対策の推進について

介護保険制度の実施や社会福祉法の施行など利用者本位の社会福祉制度を構築するための改革が進められ、福祉サービスの質の一層の向上が求められている中で、これを担う質の高い人材の養成確保は、ますます重要な課題となっている。

各都道府県市におかれては、引き続き質の高い福祉人材の養成確保について格段のご配慮をお願いしたい。

(1) 社会福祉士及び介護福祉士等

ア 養成施設に対する指導の徹底

社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設等は、国家資格等の有資格者を養成するものであり、常に質の高い教育を行うことが特に求められるものであるが、養成施設の中には、

- ①専任教員の数が不足している
- ②教員要件を満たしていない教員がいる
- ③定員を遵守していない
- ④実習施設の変更等の必要な事務手続きを行っていない

等、不適切なものが見受けられる。

このような現状に鑑み、昨年11月に各地方厚生局に対して各養成施設の適正な運営の確保について、各都道府県の法人指導監査部局とも連携し、指導徹底を図るよう通知を発出したところであり、悪質な養成施設については指定取消の処分も検討することとしているので了知願うとともに、当該部局に伝達願いたい。

また、総務省行政評価局による平成16年度保健福祉・食品衛生関係養成施設の指導監督に関する行政評価・監視の実施結果においても、介護福祉士養成施設等について同様の指摘をされているので、了知願うとともに特段のご協力をお願いしたい。

なお、社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設については、引き続き増加傾向にあり、平成17年4月開設予定のもの等も含めると、社会福祉士養成施設は43施設54課程（定員8,536名）、介護福祉士養成施設は404施設481課程（定員27,040名）となる。

各都道府県市におかれては、養成施設における実習施設の確保について、特に、介護福祉士養成施設については、居宅介護実習が必修化されており、実習先の確保に苦慮している状況がみられることから、特段のご配慮をお願いしたい。

《参照》平成17年度における新設、課程増び定員増の予定

①社会福祉士養成施設

新 設	3 施設	3 課程	定員180人
-----	------	------	--------

②介護福祉士養成施設

新 設	19 施設	19 課程	定員854人
-----	-------	-------	--------

課程増		1 課程	定員 40人
-----	--	------	--------

定員増			定員150人
-----	--	--	--------

イ 介護福祉士等修学資金貸付制度

介護福祉士等修学資金貸付事業については、「福祉人材確保推進事業」により実施していたところであるが、平成17年度から地域社会のセーフティネット機能を強化することを目的とした「セーフティネット支援対策等事業費補助金」（参考資料38頁参照）の中の「地域社会安心確保事業」に統合することとしたので、ご留意願いたい。

ウ 信用失墜行為を行った社会福祉士及び介護福祉士の把握

刑法違反等の信用失墜行為を行った社会福祉士及び介護福祉士に対しては、厚生労働省において、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に基づき、登録の取消し等、厳正な処分を行うこととしている。

については、広く全国的な情報を収集する必要があることから、当課としても、各地方厚生局と連携を図りながら情報を収集しているところであるが、各都道府県市におかれても、報道等により信用失墜行為を行った社会福祉士及び介護福祉士を把握したときは、速やかに当課福祉人材確保対策室に連絡をお願いしたい。

エ 社団法人日本社会福祉士会及び社団法人日本介護福祉士会に対する支援

社会福祉士及び介護福祉士の質の向上を図るためには、継続研修の実施が不可欠であるが、社団法人日本社会福祉士会及び社団法人日本介護福祉士会は、その中核的な職能団体として、社会福祉士及び介護福祉士に対し各種研修事業を実施しているところである。

各都道府県市におかれては、両会が行う研修事業が円滑に行われるよう、今後ともご協力をお願いしたい。

オ 社会福祉主事の活用方策等

社会福祉主事の活用方策等については、平成14年10月30日に地方分権改革推進会議がまとめた「事務・事業の在り方に関する意見」において、「社会福祉主事について、より一層の活用を図るための方策について規定の在り方を含めて検討を行い、平成14年度を目途に結論を得て、平成15年度を目途に措置する」と提言されている。

これを受けて、平成15年1月に社会福祉主事任用資格現況調査を行うとともに、社会福祉主事の活用方策等について検討を行い、社会福祉主事の配置の在り方及びその活用等について通知によりお示ししているので、ご配慮願いたい。

《参照通知》

- ・「社会福祉主事の活用方策等について」（平成15年6月10日社援総発第0610001号、社援基発第0610001号）

カ 三科目主事の資質の向上

前記通知においてもお示ししているが、社会福祉主事全体の資質の向上を図るためには、いわゆる三科目主事の資質の向上を図ることが必要であることから、各都道府県市におかれては、三科目主事の研修課程の指針を参考とし、研修の積極的な実施に努められたい。

《参照通知（三科目主事の研修課程の指針）》

- ・「社会福祉主事の資格に関する指定科目履修者の資質の向上について」（平成12年9月13日社援発第2075号）

キ 社会福祉士及び介護福祉士の国家試験

(ア) 国家試験の実施

社会福祉士及び介護福祉士の国家試験の実施に当たっては、試験地の都道府県には、会場や要員の確保などの面で、多大なるご協力をいただき、改めて感謝申し上げます。

両国家試験の受験者数が増加する中、試験の実施主体である財団法人社会福祉振興・試験センターにおいては、試験地の都道府県の負担を軽減するため、試験業務の合理化に努めているところである。

厚生労働省としては、社会福祉サービスの質の向上等を図るために資格取得を促進し、質の高い福祉人材を養成・確保することは極めて重要な施策であると考えているので、試験地の都道府県におかれては、両国家試験の実施について、引き続き格段のご協力をお願いしたい。

(参考) 第17回社会福祉士及び介護福祉士国家試験の概要

① 社会福祉士国家試験

- ・試験日 平成17年1月23日(日)
- ・試験地 12都道府県15会場
(北海道、青森県、宮城県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、鹿児島県、沖縄県)
- ・受験申込者数 45,224人(対前年 8.7%増)

② 介護福祉士国家試験

- ・試験日 筆記 平成17年1月23日(日)
実技 平成17年3月6日(日)
- ・試験地 筆記 12都道府県35会場
(北海道、青森県、宮城県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、鹿児島県、沖縄県)
実技 12都道府県30会場
- ・受験申込者数 97,829人(対前年10.6%増)

※ 合格発表は、両試験とも平成17年3月31日(水)

厚生労働省及び財団法人社会福祉振興・試験センターにその受験番号を掲示して発表するとともに、同センターのホームページ(<http://www.sssc.or.jp/>)上に合格者の受験番号を掲載する。

(イ) 介護技術講習制度の導入

介護福祉士試験の実技試験について、受験者が年々増加しており、試験の実施体制等が課題となるとともに受験者の質の向上も重要な課題となっている。

このため、平成17年度（第18回の介護福祉士国家試験）より介護福祉士試験の受験者の申請に応じ、介護福祉士養成施設等において行う介護等に関する専門的技術についての講習（介護技術講習）を修了した者については実技試験を免除する制度を導入することとしたので、管下、社会福祉施設、介護サービス事業者等への周知をお願いしたい。

《参照通知》

- ・「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部改正について」（平成16年10月19日社援発第0722004号）

ク 社会福祉士養成のための実習指導者特別研修事業

社会福祉士の養成課程において重要な相談援助技術の指導を充実させるため、平成17年度から中央福祉学院において、社会福祉施設等の現場で行う「社会福祉援助技術現場実習」の指導者に対して、指導方法等に関する研修を実施することとしているので、各都道府県におかれては、ご了知いただくとともに社会福祉施設等への周知をお願いしたい。なお、平成17年度の委託研修の詳細については、後日、研修要綱を発出する予定である。

(参考) 社会福祉士養成のための実習指導者特別研修事業の概要

- ・対象者 社会福祉士養成施設等の実習施設として認められた社会福祉施設等の実習指導者
- ・研修時間 40時間
- ・研修人員 180名
- ・実施主体 中央福祉学院

なお、地方自治体の福祉担当職員及び社会福祉法人経営者等を対象とした社会福祉研修については、平成17年度においても、国立保健医療科学院及び中央福祉学院において実施することとしているので、引き続き本研修の積極的な活用について、一層のご配慮をお願いしたい。

(2) 都道府県福祉人材センター運営事業等の推進

ア 平成17年度における事業の実施

都道府県福祉人材センター事業のうち、基礎事業分については「高齢者介護施設等支援事業（介護予防・地域支え合い事業のメニュー事業）」により、また、特別推進事業分については「福祉人材確保推進事業」により実施していたところであるが、平成17年度から地域社会のセーフティネット機能を強化することを目的とした「セーフティネット支援対策等事業費補助金」（統合補助金）の中の「地域社会安心確保事業」に統合することとしたので、関係部局と十分な連携を図り、地域の実情に応じた取組みの推進に努められたい。

イ インターネット職業紹介システムの活用

中央福祉人材センターにおいて、求職者等の利便性の向上を図るため、自宅等からインターネットにより求職の申込みを行い、紹介を受けることなどを可能にする「インターネット職業紹介システム」が開発され、平成16年3月から稼動されたところであり、求職登録者数は徐々に増加している傾向にある。

については、各都道府県福祉人材センター及び福祉人材バンクにおいて、引き続き本システムの積極的な活用及び利用者への周知をお願いしたい。

(3) 福利厚生センター事業の推進

中小規模の事業者が多い社会福祉事業の中で魅力ある職場づくりを進めるためには、とりわけ福利厚生の充実が必要であり、福利厚生センターにおいては、各種福利厚生事業の充実に努めてきたところであるが、各都道府県におかれても、福利厚生センター事業の周知について引き続きご協力をお願いしたい。

(4) 日本社会事業大学専門職大学院

国民の福祉サービスに対する需要の増大・多様化に対応するためには、質の高い人材の養成・確保が必要であることから、平成16年4月から日本社会事業大学に福祉マネジメントに関する専門職大学院を設置し、幅広い視野及び高度な知識・技術を持った福祉専門職業人を養成しているところである。

なお、受験資格については、4年制大学を卒業し、かつ3年以上の実務経験を有する者であり、実務経験には、地方自治体での勤務を含むものである。

8 日比経済連携に係る介護福祉士の受入について

経済連携協定について、諸外国との交渉を進めていく過程で、交渉相手国から介護労働力の受入れ要望があり、経済連携協定締結促進の観点から、交渉相手国に限り我が国の介護福祉士資格取得など一定の要件のもとに受け入れることを、関係省庁と連携しつつ検討している。

フィリピンとの経済連携協定については、介護福祉士等の受入について、平成16年11月29日の日比首脳会談において大筋合意（次頁参照）されたところであり、これを踏まえ更に具体的な協議・検討を行っていくこととしている。

日・比経済連携協定における看護師、介護福祉士関係、11/29・日比首脳会談合意内容

厚生労働省のスタンス<5つの原則（医療、福祉、人の移動関係）>

- ① 専門家の移動に限定
- ② 国家資格の取得を求める
- ③ 労働市場への悪影響を避ける。受入れ枠を設定
- ④ 送出し及び受入れの組織・枠組みを構築
- ⑤ ステップバイステップのアプローチ

相手国と左記の原則が確認できた場合、

「国家資格を受けやすくする、受かりやすくする」具体的対策を講じる。

	看護師	介護福祉士	
		国家試験受験	養成施設入校
目的	看護師国家資格取得と取得後の就労	介護福祉士国家資格取得と取得後の就労	
在留資格	二国間の協定に基づく特定活動(入管法上新たに創設)		
在留内容	雇用契約 (日本国内の病院で就労)	雇用契約 (日本国内の介護関連施設で就労)	養成施設在籍→修了・資格取得後は雇用契約
期間等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資格取得前：看護師3年、介護福祉士4年（養成施設入校の場合は、養成課程修了に必要な期間）が上限 ・ 不合格・資格不取得の場合は帰国 ・ 資格取得後：在留期間上限3年、更新回数の制限なし ・ 労働市場への悪影響を避けるため、受入枠を設定 		
要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ フィリピン看護師資格保有者 ・ 看護師経験 ・ 6ヶ月間の日本語研修等（注） ・ 日本人と同等の処遇 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「フィリピン介護士研修修了者（TESDAの認定保持）+4年制大学卒業者」又は「看護大学卒業者」 ・ 6ヶ月間の日本語研修等（注） ・ 日本人と同等の処遇 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4年制大学卒業者 ・ 6ヶ月間の日本語研修（注）又は日本語検定2級
送り出し調整機能	政府関係機関（POEA/フィリピン海外労働者雇用庁）		
受入れ調整機能	福祉・医療関係団体		
備考	就労中の研修は、受入れ施設が実施	就労中の研修は、受入れ施設が実施	

注 AOTS（経済産業省）及び国際交流基金（外務省）が実施、「等」には、看護、介護研修を含む

留意点 不法滞在につながらないような受入れプログラムとし、問題が生じた場合は受入れの一時停止を含む措置を両国政府が実施
5年を経た時点でレビューを開始し、必要に応じて改善